2　水道法（以下「法」という。）第五条の三第一項に規定する水道基盤強化計画において定められた同条第二項第七号に掲げる事項に係る水道施設の整備に要する費用について、国庫補助の対象とすることとした。

二　沖縄振興特別措置法施行令の一部改正関係（第二条関係）

沖縄振興計画に基づく事業における一の2の費用について、国庫補助の対象とすることとした。

三　経過措置（第三条及び第四条関係）

1　水道法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条の政令で定める日は、平成三四年九月三〇日とすることとした。

2　改正法附則第三条の規定により読み替えられた法第二五条の三の二第一項の政令で定める期間は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間とすることとした。

㈠　法第一六条の二第一項の指定を受けた日（以下「指定を受けた日」という。）が平成一〇年四月一日から平成一一年三月三一日までの間である場合　一年

㈡　指定を受けた日が平成一一年四月一日から平成一五年三月三一日までの間である場合　二年

㈢　指定を受けた日が平成一五年四月一日から平成一九年三月三一日までの間である場合　三年

㈣　指定を受けた日が平成一九年四月一日から平成二五年三月三一日までの間である場合　四年

㈤　指定を受けた日が平成二五年四月一日から平成二六年九月三〇日までの間である場合　五年

四　この政令は、改正法の施行の日（平成三一年一〇月一日）から施行することとした。

◇働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第一五五号）

（厚生労働省）

1　私立学校教職員共済法施行令、行政手続法施行令、労働政策審議会令、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令、私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令及び厚生労働省組織令について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「改正法」という。）による短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の改正に伴う所要の規定の整備を行うものとすることとした。（第一条～第六条関係）

2　改正法による労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の改正に伴う必要な経過措置を定めるものとすることとした。（第七条関係）

3　この政令は、平成三二年四月一日から施行することとした。

政　令

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年四月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十二号

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十四号及び第四十一条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第七十二条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第一条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二」を「第五章」に、「第三十条の二十四」を「第三十条の十二」に、「第四章の三　外国人住民に関する特例（第三十条の二十五―第三十条の三十一）」を「第六章　第七章　外国人住民に関する特例（第三十条の十三・第三十条の十四）」に、「第五章」を「第八章」に改める。

第二十七条第一号中「この章及び第四章の三において」を削り、同条第二号中「第三十条の二十九」を「第三十条の十九」に改める。

第三十二条第一項中「第三十条の二十六第三項、第三十条の二十七第二項、第三十条の二十八、第三十条の二十九」を「第三十条の十四第二項、第三十条の十六第三項、第三十条の十七第二項、第三十条の二十六第一項の項中「第三十条の二十六第一項」を「第三十条の十四第一項及び第三十条の十六第一項」に改め、「備える市町村」を削り、同表第三十条の二十七第一項第一号の項中「第三十条の二十七第一項第一号」を「第三十条の十七第一項第一号」に改め、同表第三十条の二十七第一項第二号の項中「第三十条の二十七第一項第二号」を「第三十条の十七第一項第二号」に改める。

第三十三条中「（昭和二十二年法律第二百二十四号）」を削る。

第五章を第八章とする。

第三十条の十三から第三十条の二十四までを削る。

第三十条の二十五第二号中「第三十条の二十七第一項」を「第三十条の十七第一項」に改め、第四章の三中同条を第三十条の十五とする。

第三十条の二十六第一項中「記載する」を「記載をする」に、「次条において同じ」を「次条第一項において同じ」に、「次条において「」を「同項において「」に、「記載される」を「記載がされる」に改め、同条第二項中「記載する」を「記載をする」に、「記載しなければ」を「記載をしなければ」に改め、同条第三項中「記載しなければ」を「記載をしなければ」に改め、同項第一号中「外国人住民が」の下に「当該外国人住民の通称が記載された」を加え、「転出証明書に記載された」を「当該」に改め、同項第二号中「場合」の下に「において、法第二十四条の二第四項の規定により当該外国人住民の通称が通知されたとき」を加え、「法第二十四条の二第四項の規定により通知された」を「当該」に改め、同条第四項中「が記載されている」を「の記載がされている」に改め、同条第